近現代史をめぐる学理問答

野村 耕一(三重大学人文学部)

はじめに

大学での授業に際して、受講者と対話するのは日常茶飯のことに属する。特に演習等の対話型授業であれば、授業時間の相当な部分がそれに充てられることになる。授業終了後等に個人的に質問する学生との会話や、Eメールでの質問と回答といったやり取りも勿論ある。

こうした対話や会話の内容は様々である。本稿はそれらのなかでも、大学における近現代史学教育において重要と思われるものについて、主に問答形式の体裁で紹介することにしたい[®]。

1. デモクラシー(民主主義)

近現代の歴史を論じる際、デモクラシーあるいは民主主義というものを避けて通ることはあり得ない。政治思想や政治体制を意味するこの語が初耳であるという学生に遭遇した記憶はないが、これについて深く考えている者にめぐり合うことも稀である。

本学における担当授業では、ヴァイマル体制と呼ばれる 両大戦間期のドイツや、大正デモクラシーと称される戦前 の日本を題材にデモクラシーについて語ることがこれまで は主であった。まずはこの概念に関わる問答から話を始め たいと思う。

① 国名と政治体制

学生「北朝鮮の正式国名は朝鮮民主主義人民共和国ですよね。私にはあの国が民主主義だとはとても思えないのですが、どうしてこんな名前になっているのでしょうか。」

教員「中国の正式名称は中華人民共和国ですね。人民共和国という呼称は、社会主義ないし共産主義国家における人民民主主義という政治理念を表しています。それはどういうものか簡単に言いますと、前衛政党(共産党ないしは類似の政党)が人民を指導する体制のことなのです。自由選挙で選ばれた議員が構成する議会を基盤にした、議会制民主主義とは全く異なるものです。」

学生「例えば中国には、何という名前でしたでしょうか、 日本の国会に相当するような仕組みがあったと思うのです が、ああいうのは議会ではないのでしょうか。」

教員「我が国の国会や地方自治体の議会の場合、有権者が 自由意志に基づいて、誰に投票したか秘密が守られるなか で議員が選ばれることが根本ですが、社会主義体制におい てはその点が欠けています。政府が作った候補者リストに 賛成か反対を示すだけとか、投票所で賛成票と反対票を投 じる場所が分けてあり、反対した人が一目瞭然といった仕組みになっていること、複数の政党があってもあらかじめ議席の割り当て数が定められていて、投票によって議席の割合が変化することなどない、こんな風なことが行われてきましたし、今も行われています。中国の指導者が選挙で決まるわけではないことはご存知ですね。」

学生「知っています。」

教員「要するに、人民共和国や人民民主主義というのは、 社会主義ないし共産主義体制を象徴する語なのです。とこ ろで、共和国は英語で何と言いますか。」

学生「republic です。」

教員「韓国や台湾の正式国名はご存じですか。」

学生「台湾は中華民国だったと思いますが、韓国は思い出 せません。」

教員「大韓民国ですね。どちらも民国という語が付いていますが、これにあたる英語は何ですか。」

学生「もしかしたらこれも republic ですか。」

教員「その通りです。では、どうして二つの訳語があるのでしょうか。」

学生「分かりません。」

教員「共和国は日本で考案された訳語であり、民国は中国 で作られたものなのです。我が国では政治制度に関する西 洋の言葉の翻訳に苦心・工夫を重ねてきましたが、共和国 という語もその一つですね。」

②民主体制の崩壊

学生「なぜナチスは政権を獲得できたのでしょうか。」 教員「答えるのが容易ではない大きなテーマですね。まず、 ナチスがどういう手段で権力を掌握したかはご存知です

学生「選挙で多数を獲得したからだったと記憶しています。」 教員「そうです。共和国議会で第一党となったナチスの党 首であったヒトラーが首相の座に就き、着々と反対勢力の 排除やヴァイマル体制を骨抜きにする立法を行って、独裁 体制を築き上げたのです。」

学生「ナチスを支持したのはどんな人たちだったのですか。」 教員「いわゆる中間層テーゼと言うものがあって、上層で も労働者層でもない人々がナチスの主たる支持者であると いう説が一時期はかなり広く受け入れられていましたが、 最近はそうでもありません。ところで中間層とは具体的に どんな人々を指すかご存知ですか。」

学生「中間の層というと、中流階級ということでしょうか。」

教員「まあそうですね。社会学的には旧中間層と新中間層とに下位区分されていて、前者は農業者、厳密に言えば大規模な農業経営者でも小作農など農業労働者でもない自作農や自営商工業者が代表的で、後者にあたるのはいわゆるホワイトカラーです。ホワイトカラーという社会階層概念は分かりますか。」

学生「サラリーマンということでしょうか。」

教員「大体はそういうことです。ただサラリーマンという 言葉はあいまいなので、使う際には注意が必要です。ホワイトカラーというのは簡単に言えば背広を着て事務的な仕 事をする勤労者ということです。もうひとつ、ブルーカラーという概念があります。こちらは工場で働く人々を想像してもらえばいいのですが、最近は仕事のあり方や就業形態が変化しているので、ブルーカラーとホワイトカラーの境界線は曖昧というか、流動的ですね。

話が脇道に逸れました。本題に戻りましょう。ナチスへの支持に関しては、宗教に着目した野田宣雄先生の研究®が注目すべきものだと思います。ドイツという国はプロテスタントとカトリックが拮抗する、ヨーロッパでは珍しい国であることをまず踏まえておいてください。今でもカトリック教徒の人はプロテスタント教徒に比べると信仰が篤い傾向がありますが、ドイツでは早くからその傾向が顕著でした。信仰が空洞化・形骸化したプロテスタントの中でも、マルクス主義という代替宗教にいわば帰依した労働者層を除いた人々、なかでもとりわけ教養市民層と呼ばれる人々が精神的空白状態に置かれていたとき、ナチズムという新たな代替宗教が登場し、彼らがこれに引き寄せられたというのが、野田説のおおよその骨子です。」

学生「そのような考え方は初めて聞きました。とても興味深いです。ところで教養市民層とはどんな人たちですか。」 教員「教養市民層というのは、ギムナジウムと大学を経てエリート的職業に就いた人々を指します。」

学生「教養市民層というのはプロテスタントなのですか。」 教員「もちろんカトリックにも教養市民層はいたのですが、 ここで問題にしているのはプロテスタントです。ビスマル ク時代の文化闘争が象徴的ですが、かつてドイツ社会においてカトリック教徒はマイノリティであったので、教養市 民であることよりもカトリックであることのほうが社会的 属性として意味が大きかったのです。

またしても話が脇道に入っていますね。本筋に戻りましょう。ヴァイマル共和国は、比例代表選挙で選ばれる共和国議会を基盤とした議院内閣制と、直接選挙によって選出される大統領との二元主義的政治体制でした。議会を跳び越えた緊急命令権などの強い権限を持つ大統領という存在が、ナチスが政権掌握に至る道を掃き清めたといった説がありますが、説得的な議論とは思えません。政治制度の基盤にある政治文化に広く目を向けるべきだと思います。」

学生「世界恐慌が原因だったとも思うのですが。」

教員「もちろん恐慌に由来する不況という経済的側面も重要です。大量の失業者が発生するなどの経済的混乱が、左右両翼の共和国を打倒しようとする勢力、つまり共産党とナチスの台頭を招いたことは否定できません。」

学生「共和国を守る政党はどうだったのでしょう。」 教員「ヴァイマル三派と呼ばれる三つの政党が共和国支持 勢力の中心でした。社会民主党、中央党、民主党ですね。 しかし、民主党は衰退の一途をたどり、カトリック政党で ある中央党の政治姿勢は腰が定まらず、曲がりなりにも共 和国を支え続けたと言えるのは社会民主党だけでした。他 にも、有名なグスタフ・シュトレーゼマン率いる人民党と いう自由主義政党はほぼ共和国支持勢力と言ってよいと思 いますが、政党として小さ過ぎました。」

学生「何とかして共和制を守る方法はなかったのでしょうか。」

教員「難しい質問ですね。私が思うに、ヴァイマル体制の 政治の仕組みは、政治の執行力を重視する一方、体制を守 るという面が十分でなかったように感じています。言い方 を変えると、安全装置が不十分だったということです。多 くのドイツ国民およびドイツ政府が不承不承受け入れざる を得なかったヴェルサイユ条約と不可分な存在として成立 したヴァイマル共和国は、積極的に支持する人々が少数派 であるという困難な状況下で出発しました。つまり、体制 を支える国民的合意という基盤が確固たるものではなかっ たのです。だからこそ安全装置が必要だったと思いますが、 具体的にどんな策を講じればよかったのかと問われると、 返答に困ります。第二次大戦後のドイツ連邦共和国、つま りかつての西ドイツの政治制度は、ヴァイマルの反省を踏 まえて、いろんな安全装置が備えられています。例を挙げ ると、議会に少数政党が乱立することを防ぐために、得票 率が5%に満たない政党には議席を与えない、いわゆる5% 条項や、極左、極右を問わず自由で民主的な体制を根本的 に否定する政党を禁止するといったことです。実際、ドイ ツ共産党やネオナチズムの政党などに対して違憲という判 断が下され、解散させられています。自由な民主主義を利 用して権力を掌握し、自由で民主的な体制を破壊するとい う勢力は排除するという考え方ですが、これは『闘う民主 主義』と称されています。」

学生「日本ではそのような考えはないのでしょうか。」 教員「我が国の場合『闘う民主主義』という発想は余りないと思います。政治の仕組みとしては少なくともありません。こういう考え方が日本においてもあっていいのかもしれませんね。」

2. 君主制

明治以降の我が国における立憲君主制について、ここ数年授業で取り上げている。研究状況の制約等もあって、明治天皇、大正天皇、戦前期の昭和天皇が主題になることが多いが、受講者の関心や知識の状況のゆえに、戦後の昭和天皇や今上天皇に話が及ぶことも稀ではない。

ョーロッパの君主制が話題となることも勿論ある。現存するイギリスの王政、もはや存在しないドイツの君主制やイタリアの王政、ロシアの帝政、はたまた多くの学生にとってあまり認識がないタイ、カンボジア、オランダ、スペイン、スウェーデン等の今もある君主制について取り上げることもある。

①立憲君主制

学生「戦前の日本は天皇が最高の権力者で、天皇の意思に 基づいて政治が進められたと高校の日本史で習ったと記憶 しているのですが、授業で学んでいると印象が変わってき ました。戦前の日本における天皇は一体どんな存在だった のでしょうか。」

教員「とても大きなテーマですね。戦前の憲法学界においては天皇機関説と天皇主権説の対立があり、前者が優位にありました。戦前の国家公務員試験である高等文官試験では、天皇機関説事件まで多くの受験者は天皇機関説に立脚した答案を書いていたようです。ただ当時の状況は単純ではありませんでした。「顕教」と「密教」という有名な比喩があります。これは久野収・鶴見俊輔『現代日本の思想』(岩波書店、1956年)に登場する表現で、高等教育の世界では天皇機関説が主流なのに対し、初等・中等教育の場では天皇主権説が教えられるという棲み分けが行われていたことを示したものです。」

学生「どちらが顕教なのですか。」

教員「天皇主権説が顕教、機関説が密教です。この比喩自 体は時々問題になる自力本願と他力本願という仏教用語の 通俗的用法と同様、必ずしも適当とは言えないのですが、 印象的なレトリックであることには違いありません。それ はさておき、現実の日本政治のなかで、天皇がどのような 役割を担ってきたかということは、実証的な研究を俟たな ければなりません。かつて、近代天皇制に関する研究は観 念的、抽象的な色彩のものが多かったのですが、近年は宮 中関係の様々な史料に基づく研究が行われ、天皇の生活や 政策決定過程における役割が具体的に明らかにされつつあ ります。明治天皇の場合、即位した当初はほとんど実権を 持っていませんでしたが、まずは宮中に関することから発 言するようになり、次第に国政についても会議の場などで 意見を述べるようになります。とはいえ、天皇の命令一下 で重要な政策が決定されるようなことは最後までありませ んでした。」

学生「独裁者ではなかったということでしょうか。」

教員「その通りです。普段は内閣総理大臣をはじめとする 政治家に国政の運営を委ねておき、いざという時にのみ、 限定的に政策決定に関与するという姿が、最近の研究から 浮かび上がってきます。ところで、独裁という言葉が出ま したが、独裁と専制は概念としてどう違うのかご存知です か。」

学生「独裁は最近のもので、専制は古いというか、昔のも のという感じがします。」

教員「正しいイメージですね。簡単に言いますと、独裁は デモクラシーという政治理念ないし政治のあり方が登場し てから後のものです。ナチス国家にせよスターリン体制に せよ、現代における独裁体制は表向き民主的な体裁をとっ ていますが、それはデモクラシーというものがほぼ政治的 公理になっていて、独裁国家でさえあからさまに逆らうこ とはできないという事情があるからだと考えています。」 学生「北朝鮮のことを独裁国家という人もいれば、専制体制と呼ぶ人もいますが、どちらが正しいのでしょう。」 教員「金王朝なんて呼ぶ人もいますね。北朝鮮は人民民主 主義的な意味での民主的諸制度は一応備えているので、そ の点では一党独裁国家と言えるのでしょうが、金日成に始 まる世襲のイメージが強いので、専制という表現が用いら れるのでしょう。」

②昭和天皇と明治憲法体制

教員「今や学部学生の皆さんの多くは平成生まれだと思いますが、昭和天皇について何かイメージはお持ちですか。」 学生「映像や写真で見たことはあります。お年寄りという 印象でした。」

教員「晩年のお姿をご覧になったのでしょうね。もちろん昭和天皇にも若い時代はあったのですから。昭和天皇は、時に『一身にして二生を経る』経験をした方と言われます。前半生は明治憲法下の立憲君主として、後半生は日本国憲法のもとで象徴天皇として、異なる役割を担ったということです。近年、戦後においても天皇は象徴という域を超えた政治的役割を演じたと論じる研究が登場していますが、それはひとまず措いておきましょう。。昭和天皇に関して最も多く論じられてきたのは、やはり戦争に関することだと思います。東京裁判で天皇の戦争責任が問われなかったことは皆さんご存知でしょう。この問題について、時間的および空間的により広い視野で考えてみましょう。

余り認識されていないと思うのですが、戦勝国が敗戦国の戦争責任を問うという発想は第二次世界大戦が最初ではありません。第一次世界大戦の講和に際して、敗戦国たるドイツとその同盟国に対し、連合国側が突き付けたのがその嚆矢でした。それまで、戦争は紛争解決の一つの正当な手段であるという「無差別戦争観」が一般的な考え方で、戦争責任という発想は無かったのです。パリ講和会議において、講和条約案のなかに戦争責任条項が含まれているこ

とを知ったとき、ドイツ政府及びドイツ世論はこれに強い 拒否反応を示しました。しばしば指摘される賠償金のこと よりも、戦争責任を追及されたことのほうが、ドイツ国民 にとって不服であったと考えてよいかもしれません[®]。」 学生「戦犯は裁かれたのでしょうか。」

教員「連合国とドイツとの間で結ばれたヴェルサイユ条約には、ドイツ皇帝の戦争責任を問うための国際法廷の設置や、その他の戦争犯罪人を連合国の軍事法廷にかけるという条文がありました。しかし実際に裁判が行われることはなかったのです。」

学生「ドイツ皇帝はどうなったのでしょうか。」

教員「皇帝ヴィルヘルム二世はドイツ革命の直後にオランダに亡命していました。オランダは第一次世界大戦の際、中立国でしたが、連合国の皇帝引き渡し要求を拒絶したのです。ところで、ドイツ皇帝の訴追を強く主張したのはイギリスとフランスで、アメリカは消極的でした。君主無答責の法理に忠実だったからかもしれません。」

学生「君主無答責とは何ですか。」

教員「政治にかかわる事柄で、君主は法的責任を問われないという意味です。アメリカの日本占領政策のなかで、天皇の戦争責任が追及されなかったことはご存知でしょうが、この点でアメリカは首尾一貫していると言えるのかもしれません。」

学生「なぜ君主は罪を問われないのですか。」

教員「日本に関しては、大日本帝国憲法第3条の『天皇ハ神聖ニシテ侵スへカラス』が法的根拠であり、政治的には 天皇が機関説に立脚した立憲君主であったということが理 由になると思います。但し、国際法等の観点からはこの論 理が通用するとは限らず、天皇の訴追を主張した戦勝国も ありました。」

学生「本当に昭和天皇に責任はなかったのでしょうか。」 教員「責任にはいくつかの種類があると思います。天皇の 場合、法的責任、政治的責任、道義的責任という三つの責 任が想定できるかと思います。前述した君主無答責の法理 に基づいて、法的責任に関してはさしあたり除外すること にしましょう。では政治的責任についてはどうでしょうか。 これに答えることは決して簡単ではありません。満州某重 大事件と称された、張作霖という満州軍閥の大物が爆殺さ れた事件が日本政治を揺るがし、結果として田中義一首相 が辞任するに至ったという有名な出来事があります。この 事件についてご存知ですか。」

学生「高校日本史の授業で習ったと思いますが、詳しいこ とは知りません。」

教員「田中首相は当初、真相を究明する考えであったので すが、陸軍の反対で事件をうやむやにする方向へと変節し たのです。それに対し昭和天皇が不信感を抱いたことで、 田中内閣が総辞職するという結果となったわけです。では 一体、この事件の何が問題であったかということですが、一つの論点は軍部統制、もう一つは天皇の政治介入ということです。従来この事件については、爆殺の首謀者であった河本大作大佐をはじめとする陸軍関係者への処罰が甘かったことが、その後軍部を増長させる結果になったと考える研究者が多かったのです。ところが近年、この事件における天皇の適切でない介入が天皇および牧野伸顕ら天皇側近に対する軍部や国粋主義勢力の不信感を生み、天皇の軍部に対するコントロールを弱める第一歩となったという新しい説が登場しています®。失敗によって君主の権威に傷がつかないよう、実際の政治は内閣総理大臣をはじめとする政治家に委ねるというのが立憲君主制の意義なのですが、昭和天皇はこの事件への対応において一線を越えてしまったという考え方ですね。

他方、統帥権の問題とも関わることですが、田中首相が 軍部の意向に振り回されたということは深刻な問題を孕ん でいます。と言うのも、田中義一は陸軍長州閥最後の大物 と言われる人で、軍を統制する力については自他共に許す ところがあったからです。元老として陸軍のみならず政治 全体に強い影響力を持っていた山県有朋の死去(1922 年) が大きかったと言えるのかもしれませんが、ここには明治 憲法体制の問題点、つまり人に依存するという構造的弱点 が表れています。」

学生「人に依存するとはどのような意味でしょうか。」 教員「明治憲法体制というのは多元的、あるいは多頭的と 言うのでしょうか、権力が決定的に集約する点がない体制 でした。天皇はいわば『君臨すれども統治』しない存在で したし、内閣総理大臣の権限は弱体と言ってもよく、そも そも内閣に関する規定は明治憲法のなかにありません。統 帥権の独立を事あるごとに伝家の宝刀のごとく持ち出すよ うになる軍部が絶対的存在であったとも言い難いのです。 太平洋戦争中に首相を務めていた東条英機はやがて陸軍大 臣と陸軍参謀総長を兼任するに至りますが、その彼にとっ ても海軍はいわばアンタッチャブルで、作戦計画や戦況に ついて東条は十分コントロールできなかったのです。要す るに、明治維新の元勲と呼ばれる人々、その一部は後に元 老という存在になりますが、その政治力が体制の鎹であっ て、彼らがいなくなって政治を統合することが困難になっ たと考えられるのです。」

学生「初めて聞くことも多いので、理解するのが難しいです。」

教員「そうかもしれませんね。かつて丸山眞男という有名 な政治学者が戦前・戦中の日本の政治を『無責任の体系』 と評しましたが、私は『責任の無体系』のほうが適切では ないかと思っています。」

3. 社会主義

昨今の学生たちが社会主義あるいは共産主義というものを理解するのは決して容易ではない。そもそも彼らの大多数は社会主義体制やマルクス主義への知識も興味もなく、 眼前にあるのは中国の「社会主義的市場経済」や北朝鮮の「王朝」であって、それらは理解の助けになるどころか頭を混乱させる原因になっている。

学生が抱いている社会主義の平均的なイメージは経済的 平等のようだが、中国における貧富の差や北朝鮮国民の窮 乏などの報道から得た情報が、彼らの頭のなかで併存して いるのである。

多くの学生の視野にないのは、社会主義における政治のあり方である。一党制国家、一枚岩化など、ソヴィエト連邦の成立過程で登場した仕組みを知ることが、社会主義政治体制の特質を把握する手掛かりになるのであるが、我が国の議会制民主主義とはおよそ異なる仕組みを理解するのは必ずしも容易ではないようである。

学生「中国は社会主義国家なのに、国民のあいだになぜ貧富の差があるのでしょうか。」

教員「あなたがお考えになる社会主義とはどんなものでしょうか。」

学生「平等な社会というイメージです。」

教員「そのイメージと、今の中国の実情のあいだには大きな開きがありますね。現在の中国における社会主義の意味するところは政治的なものに限られているといって間違いないと思います。つまり、共産党による一党独裁と言うことです。これは社会主義というより、プロレタリアート独裁や前衛党理論を核としたレーニン主義と呼ぶほうが適切だと考えています。」

学生「前衛党とは何でしょうか。」

教員「プロレタリアート階級を指導し、革命を推進する党派、要するに共産党のことです。」

学生「なぜソ連は崩壊したのでしょう。」

教員「大きなテーマですね。簡単に言えばソ連が目指した 国づくりの方針に無理があったのでしょう。」

学生「中国の将来についてはどうお考えですか。」

教員「今の中国は経済面では市場経済によって経済発展を 行おうとしているところが、かつてのソ連と大きく異なる 点です。政治的には一党独裁を維持しつつ、資本主義的発 展を目指すという試みは、一見過去に例がないかに思えま すが、開発独裁の一種と考えることも可能です。今後につ いては予測がつきかねます。」

おわりに

取り上げたいテーマはまだ他にも各種あるが、紙数は尽きようとしている。以上で述べた事柄は、言うまでもなく 筆者が交流する機会を得た学生との対話に基づくものである。共通教育は言うに及ばず、専門教育の受講者においてさえ、あまりの基礎知識の無さに愕然とすることも時にはあるが、ここでは一定の水準以上の対話を紹介した。大学生のなかには、人文・社会科学系を専攻する学生においてさえ、歴史には関心がない、歴史は苦手、歴史は嫌いというタイプも少なくない。近現代史学教育に関わる者の一人としては、そういう学生の存在こそ危惧すべきことと考えている®。

① 問答の内容は実際に行われた対話を基にしているが、

一言一句を正確に記録したものではなく、事実に基づいた フィクションと捉えて頂きたい。

② 野田宣雄『教養市民層からナチズムへ 比較宗教社会史 の試み』(名古屋大学出版会、1988年)

③ 豊下楢彦『昭和天皇・マッカーサー会見』(岩波書店、 2008年)

牧野雅彦『ヴェルサイユ条約』(中公新書、2009年)、4-6頁。

⑤ 伊藤之雄『政党政治と天皇』(講談社学術文庫、2010年) 12-22 頁。

[®] 大学における近現代史学教育が抱えている問題の一端については、拙稿「近現代史学教育の課題によせて」(『大学教育研究 三重大学授業研究交流誌』20号、2012年、1-4頁)を参照。